

機能性表示食品で重篤な健康被害か 企業任せの安全対策に疑問

2017-05-18・産経新聞 東京朝刊・14ページ

企業任せの安全対策に疑問

東京都が4月に公表した都内の消費生活センターに寄せられた相談の中に、機能性表示食品が原因の可能性がある重篤な健康被害の事例があった。同様の健康被害防止には速やかな情報公開が求められるが、管轄する消費者庁は「因果関係が明らかでない」とし、公表していない。機能性表示食品は「企業が情報を公開する」ことが前提の制度だが、安全にかかわる内容を事業者任せにすることに疑問の声も上がっている。

(平沢裕子)

消費者庁、公表なし


機能性表示食品は、トクホ（特定保健用食品）と同様に食品に健康効果を表示できる制度。平成27年4月から始まった。

重篤な健康被害の事例は、24年4月から28年9月までに寄せられた相談のうちの一つ。

都が公表した内容によると、40代男性が友人からもらった「目に良い」という機能性表示食品のサプリメントを、パッケージの表示

機能性表示食品で重篤な健康被害か

主な健康食品の種類

	特定保健用食品	機能性表示食品	いわゆる「健康食品」
国の関与	安全性や有効性について国の審査あり	届け出のみで国の審査なし。企業が科学的根拠を示す必要あり	届け出も国の審査もなし
マーク	あり 	なし。ただし、届け出番号と「消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません」の表示は必須	なし
表示内容	「おなかの調子を整える」「血糖値が気になる方に」	「おなかの調子を整える」「目のピント調節を維持」	機能性は表示できない。「さわやかな朝」「笑顔で歩ける」など文意が多い

通り1日2粒摂取したところ、2週間ほどでオレンジ色の尿が出て、全身のかゆみやだるさなどの症状もあり緊急入院。担当医は「機能性表示食品による薬物性肝炎」と診断し、回復まで1カ月以上かかったという。男性の入院の時期や、機能性表示食品の銘柄は公表されていない。

同食品制度のガイドラインでは、被害情報の評価は事業者が行うことになっている。ただ、消費者庁のウェブサイトで公表される対象とみられる33商品の届け出情報に、重篤な被害についての記載はない。また、同庁は消費者安全

消安法適用されず

法に基づき「重大事故」については、自治体などからの通知を公表しているが、都内で「機能性表示食品」を原因とする重篤事例の公表はない。同庁食品表示企画課は「個別事例には答えられない。ただ、健康被害と食品の因果関係が明らかになれば、事業者に登録情報の安全性に関する部分を書き換えた変更届か、商品の撤回届を出してもらう」としている。

東京都の事例は、入院が必要で回復まで1カ月もかかった重篤なもの。原因が機能性表示食品であることは証明されていないが、公表が遅れることで被害拡大の恐れがある。昭和60年から平成17年の20年間で21人の死者を出したパロマガス湯沸かし器事故では、最初の1件の死亡から会社側は把握。遅くとも4年には当時の社長が事故の報告を受けていたにもかかわらず、17年まで消費者に対して告知されなかった。この事故を教訓に改正消費生活用製品安全法が19年に施行され、重大事故は企業が覚知してから10日以内に国に報告することが義務付けられた。しかし、

「食品」はその対象外だ。医薬品なら公表

今回の事例が「医薬品」による副作用の可能性がある場合は、疑い段階でもその薬の銘柄まで公表する仕組みがある。

ただ、「食品」に関しては因果関係が分らない段階での公表は抵抗も伴う。元消費者庁長官で一般社団法人「消費者市民社会をつくる会」の阿南久代表は「因果関係が明らかにならないものを公表すれば、消費者は因果関係があると思ってしまうが、せめて、件数の多い事例を紹介すべきではないか」と話す。

一方で、内閣府食品安全委員会フェローの姫田尚さんは「機能性表示食品は、機能性をつたっていることや毎日摂取する可能性などを考慮すると、『普通の食品』に比べリスクが高いことが推察される」と指摘。その上で、「重篤な健康被害の可能性が出たときに企業に迅速な調査と対応を求めるとは当然だが、行政は普通の食品に適用する食品衛生法だけでなく、それ以上の対応を検討することも必要ではないか」と話している。

(c) The Sankei Shimbun & SANKEI DIGITAL All rights reserved.